

平成27年6月26日開催

人口減少問題調査対策特別委員会資料

新潟県少子化対策モデル事業について

・・・・・・・・・・ 資料 1、2

新潟県少子化対策モデル事業検討委員会 最終報告書 <概要版>

新潟県少子化対策
モデル事業検討委員会

◆ 県の現状と課題

- ・ 本県の出生数は減少傾向が進み、出生率は微増傾向にあるものの依然として低い状況が続き、このままでは本県の人口を維持することが困難。
- ・ 少子化対策は本来、国が責任を持って対策を講じる必要があるが、国において明確に有効であるといわれる対策が講じられているとは言えない状況にある。
- ・ 本県においても喫緊の課題であり、まずは、現時点で考え得る有効なモデル事業を実施・検証し、有効な対応策を国に提言していくことが必要。

◆ モデル事業案の考え方

- ・ 理想とする子どもの数を持っていない理由や結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージ別の課題等を分析し、どのような支援が必要か経済的ゆとり・時間的ゆとりの観点から議論
- ・ 経済界からの提言や仕事と子育ての両立実現の必要性を踏まえ、企業に着目したモデル事業案を検討することとし、これに、地域の支えの重要性を踏まえて地域に着目した支援案を加え、誰もが何らかのかたちで対象となり得る6つのパターン案をとりまとめた。
- ・ 事業主体は、効果検証に必要な程度の社員規模とする必要があるが、複数の法人が1つの事業主体として共同実施することも可能とし、広く応募ができるよう配慮
- ・ これまで他の少子化対策の取組において、十分な効果検証がなされなかったのではないかという点を踏まえ、実施に当たっては、必要なデータを揃え、有識者を含めた第三者機関による検証を事業実施期間中に毎年行うことが必要

◆ モデル事業実施案

	時間的ゆとり対策	経済的ゆとり対策		時間的ゆとり対策＋経済的ゆとり対策		地域子育て対策
支援型	①仕事と子育て両立支援型	②第3子からの出産・子育て支援型	③第1子からの出産・子育て支援型	④複合型 (①＋第3子から②)	⑤複合型 (①＋第1子から③)	⑥地域が行う子育て支援型
概要	仕事と子育ての両立実現に向けて、時間的ゆとりの創出に取り組む法人等を支援	多子世帯における将来の経済的不安を取り除き、第3子からの出生につなげるため、インパクトある経済的支援を実施	次子出生へつなげるため、出生した全ての子に係る当面の子育て費用に経済的支援を実施	時間的ゆとりと経済的ゆとりの同時達成の実現に向けて、時間的ゆとり対策と経済的支援を同時に実施		安心して楽しく子育てをすることができる地域の実現に向け、試行的な取り組みを行う団体等を支援
支給額	年150万円／法人等 (県負担150万円上限)	200万円／第3子から出生 (県負担150万円)	50万円／子出生 (県負担37.5万円)	年150万円／法人等 ＋ 200万円／第3子から出生	年150万円／法人等 ＋ 50万円／子出生	年150万円／団体 (県負担150万円上限)
事業主体	県内に主たる事業所を置く法人または複数の法人等で構成される団体					地域の子育て支援が可能なNPO法人・団体等
	事業主体数は、効果検証に必要な数					
事業実施期間	H27～H30【実施:3か年(H27～H29)、支給:4か年(H27～H30)】					

新潟県少子化対策モデル事業実施要領

第 1 趣旨

本県の出生数は、近年、減少傾向が続いている。また、合計特殊出生率も依然として低い水準にとどまっており、少子化対策は喫緊の課題となっている。

県では、「新潟県少子化対策モデル事業検討委員会最終報告書（平成 27 年 1 月）」を踏まえて、現時点で有効と考え得る複数の類型による少子化対策モデル事業（以下「事業」という。）を 3 年間、継続的に実施・検証した上で、有効な施策を国に提言していくこととする。

この事業の実施については、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号）及び新潟県少子化対策モデル事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 事業主体

1 別表 1 の①型から⑤型について

以下の要件をすべて満たすこと

- (1) 主たる事業所を新潟県内に置く法人（地方公共団体を除く）、団体又は個人事業主（以下「法人等」という。）であること
- (2) 効果検証に適した規模を有すること

効果検証に適した規模とは、県内における従業員数が概ね 100 人以上の法人等をいう。なお、本事業にいう従業員とは、従業員又はその配偶者が県内に住所を有する者をいう。

ただし、従業員数が概ね 100 人未満の法人等にあつては、複数の法人等が一つの共同体を形成して事業主体となることができる。

- (3) 3 年間継続して事業の実施が可能であること。
- (4) 県が定める調査票の提出が可能であること。また、複数の法人等が事業主体となる場合、代表法人等を定め、この法人等が県への申請・報告等のとりまとめをすること。

2 別表 1 の⑥型について

以下の要件をすべて満たすこと

- (1) 地域の子育て支援が可能な法人等。
- (2) 3 年間継続して事業の実施が可能であること。
- (3) 県が定める調査票の提出が可能であること。

第 3 事業者の応募基準

事業主体となる法人等は、以下の要件を全て満たす必要がある。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 2 新潟県から指名停止を受けていないこと。
- 3 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。
- 5 経営状況が健全であること。
- 6 事業主体になろうとする法人等及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。
- 7 重複して複数の事業主体の構成員になることはできない。

第 4 事業内容

事業主体が実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 実施事業は、以下に掲げる①型から⑥型までの 6 つの類型とする。なお、事業主体、助成先、補助対象経費等は別表 1 のとおりとする。

類型	事業内容
①型（仕事と子育て両立支援型）	仕事と子育ての両立の実現に向けて、従業員の時間的ゆとり創出のための取組に対して、法人等に年 150 万円を上限に補助
②型（第 3 子からの出産・子育て支援型）	第 3 子以上の子を出生した従業員（配偶者の出生を含む）に対して、 <u>教育費用を含む子育てに要する費用（*）</u> として法人等及び県から合わせて 200 万円を支給 （法人等負担 50 万円＋県負担 150 万円）
③型（第 1 子からの出産・子育て支援型）	第 1 子以上の子を出生した従業員（配偶者の出生を含む）に対して、子育てに要する費用として法人等及び県から合わせて 50 万円を支給 （法人等負担 12.5 万円＋県負担 37.5 万円）
④型（時間的ゆとり支援と第 3 子からの経済的ゆとり支援の同時達成型）	①型の事業及び②型の事業を実施
⑤型（時間的ゆとり支援と第 1 子からの経済的ゆとり支援の同時達成型）	①型の事業及び③型の事業を実施
⑥型（地域で行う子育て支援型）	安心して楽しく子育てをすることができる

	地域の実現に向け、試行的な取組を行う法人等に対して、年 150 万円を上限に補助
--	--

* ②型又は④型における第 3 子以上の出生に係る支給額 200 万円は、出生した第 3 子以上の子の教育費用を含む子育て費用に対し支給するものであり、支給を受けた従業員は 200 万円の全部又は一部を次のアからエに掲げる教育費用に充てるものとする。

ア 学資保険

イ 教育資金贈与信託

ウ 教育資金一括贈与口座などの定期預金

エ 上記のほか、教育費用に充てることを目的に保有する預金等

なお、教育費用として充てたことを証する書類は交付要綱に定める実績報告書（別記第 5 号様式）の提出時に添付を求める。

2 実施を希望する法人等は、具体的な実施事業及び事業計画等を第 8 に定める様式に基づいて、公募期間中に県に提出する。なお、1 つの法人等が重複して複数の類型を実施することはできない。

3 県は、事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置並びに運営を行う。設置並びに運営に必要な要領等は福祉保健部長が別に定めるものとする。

選定委員会は第 7 に定める選定基準に基づいて、各類型ごとに 10 者程度を上限として事業者を選定する。選定に当たっては、申請者に対し、事業内容等に係るヒアリングを行う場合がある。

4 県は選定委員会の選定結果等を踏まえて、事業主体を決定する。

5 事業主体は、3 年間（第 6 に定める期間）継続して、事業を実施する。

6 県は、事業主体が事業を実施する経費について、別表 1 に定める額を補助する。

7 県は、以下に掲げる助言、評価及び検証等を行うため、効果検証委員会（以下「検証委員会」という。）の設置並びに運営を行う。設置並びに運営に必要な要領等は福祉保健部長が別に定めるものとする。効果の検証については、第 10 のとおりとする。

(1) 各年度及び全年度の事業の評価及び検証

(2) その他事業の推進に必要な事項

8 県は、年に 1 回、県開催の報告会において、事業主体に対して、取組・成果等の発表を求める場合がある。

第 5 事業の対象

別表 1 の①型から⑤型における事業の対象は、法人等の従業員とする。

別表 1 の⑥型における事業の対象は、法人等が定める地域の住民とする。

第 6 事業の実施期間

事業主体が行う事業実施期間は、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間とする。た

だし、平成 27 年度は平成 27 年 7 月 1 日から開始する。

第 7 事業者の選定基準

選定に当たっては、①型から⑥型に掲げる以下の各項目を総合的に考慮して、事業者を選定する。

- 1 ①型（仕事と子育て両立支援型）
 - (1) 本事業の趣旨・目的を正しく理解し、実施内容が適切かつ具体的な内容であること。
 - (2) 法人等にとって新規性・先進性がある取組であること。
 - (3) 適切なスケジュール及び事業実施体制のもと、事業期間終了まで業務の実施が可能なこと。
 - (4) 従業員の構成（総数、男女比、子育て世帯等）が、効果検証に適していること。
- 2 ②型及び③型（第 3 子からの出産・子育て支援型及び第 1 子からの出産・子育て支援型）
 - (1) 本事業の趣旨・目的を正しく理解していること。
 - (2) 事業実施体制及び財務状況から、法人負担分の抛出など事業期間終了まで業務の実施が可能なこと。
 - (3) 従業員の構成（総数、男女比、子育て世帯等）が、効果検証に適していること。
- 3 ④型及び⑤型（時間的ゆとり支援と第 3 子からの経済的ゆとり支援の同時達成型及び時間的ゆとり支援と第 1 子からの経済的ゆとり支援の同時達成型）
 - 1 及び 2
- 4 ⑥型（地域で行う子育て支援型）
 - (1) 本事業の趣旨・目的を正しく理解し、実施内容が適切かつ具体的な内容であること。
 - (2) 当該地域にとって新規性・先進性がある取組であること。
 - (3) 適切なスケジュール及び事業実施体制のもと、事業期間終了まで業務の実施が可能なこと。
 - (4) 当該地域の現状及び課題を的確に把握し、それに対応した取組であること。

第 8 事業実施等の手続

- 1 事業の公募申請、審査及び選定等
 - (1) 事業を実施しようとする者は、事業公募申請書（様式第 1 号）及び事業提案書（様式第 2 号）（以下「公募申請書」という。）を作成し、公募の受付期間内に、それぞれ知事に 7 部（正本 1 部、コピー 6 部）提出する。

知事は、提出のあった公募申請書について、当該事業を実施させることが不相当であると認める場合を除いて、これを受理する。

(2) 選定委員会は前号により知事が受理した公募申請書について、第7に定める選定基準に基づき、審査及び選定を行う。

ただし、応募が多数等の場合、県が選定基準に基づいて一次選定を行う場合がある。

選定委員会は、公募申請書等に係るヒアリングが必要と判断した場合、申請者にヒアリングを実施する。ヒアリングに係る事項については、県を通じて申請者に対して通知する。

(3) 知事は、選定委員会の選定結果等を踏まえて、事業主体を決定し、その旨を申請者に通知するとともに公表する。なお、不選定となった場合にあっては、申請者に対しその旨を通知する。

2 事業の実施

(1) 事業主体は、事業を実施しようとするときは、交付要綱に基づく書類を、知事に提出する。

(2) 事業の変更のうち、以下に掲げる変更をしようとするときは、事前に交付要綱に基づく変更承認申請書（別記第3号様式）に変更内容を記した事業計画を添付し、知事の承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の2割を超える増減をする場合

イ 交付要綱別記第1号様式3及び4の内容を変更する場合

第9 補助

県は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費等について、以下のとおり補助するものとする。

1 補助金の手続き等

(1) 時間的ゆとり対策事業

（別表1の①型、④型及び⑤型における時間的ゆとり対策並びに⑥型に係る事業）

ア 毎年度4月10日（平成27年度は7月10日）までに事業主体は県に交付要綱に基づく交付申請書（別記第1号様式）を提出する。

イ 県は、交付申請書を受理した後、交付決定を行い、事業主体に対して概算払いをする。なお、事業の着手は、原則として、補助金交付決定後とする。

ウ この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合は、交付要綱に基づく変更交付申請書（別記第2号様式）を別に定める期日までに知事に提出する。

エ 各事業年度終了後、4月7日までに交付要綱に基づく実績報告書（別記第5号様式）を提出する。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(2) 経済的ゆとり対策事業

(別表1の②型、③型、④型及び⑤型における経済的ゆとり対策)

ア 補助対象となる子を出生した従業員がいる事業主体は、原則として、翌月の5日までにまとめて交付要綱に基づく交付申請書(別記第1号様式)を提出する。

イ 県は、交付申請を受理した後、事業主体に交付決定を行い、別表1に掲げる補助金を支給する。

県から補助金の支給を受けた事業主体は、法人等負担分と併せて、速やかに従業員に支給しなければならない。

ウ 各事業年度終了後、4月7日までに交付要綱に基づく実績報告書(別記第5号様式)を提出する。

エ 経済的ゆとり対策における従業員の受給要件は、別表1に定めるほか、以下のとおりとする。

(ア) 交付申請時点において、法人等の従業員であること

(イ) 従業員又は当該従業員の配偶者が県内に住民票を有し、子を県内市町村に住民登録すること

(ウ) 平成28年3月1日以降、平成31年1月31日までに対象となる子が出産予定と医師に診断されたこと

事業実施後に新たに従業員となった者については、従業員となってから8か月を経過した日の翌日以降に出産予定と医師に診断されたこと

なお、第3子以上の出生とは、既に子が2人以上いる者が新たに子を出生することをいう。

2 補助金の適正な執行

補助金の使途については、事業の趣旨に鑑み、適正な執行を図るものとする。

3 会計経理の適正化

事業に係る補助を受けた事業主体は、次に掲げる事項に留意して会計経理を行うものとする。

(1) 本事業の経理は、他の事業と区分して経理を行うこと。

(2) 金銭の出納は、金銭出納簿により行うとともに、金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。また、この場合において、必要に応じ金融機関に預金口座等を設けること。

第10 効果の検証

効果の検証は、以下により県及び検証委員会が行う。なお、具体的な報告様式及び調査日程等については、別途、決定する。

1 県は事業実施年度内に2回程度、事業主体に対して、別表2に掲げる数値等の提出を求める。なお、別表2に掲げる数値等のほか、県が必要と認める場合には、数値等

の追加を行う。

- 2 複数の法人等が連携して一つの共同体を形成して事業主体としている場合、代表法人等がとりまとめ、県に提出する。
- 3 県は、調査・分析を行う専門機関にデータの集計・分析を委託することができる。ただし、県は、専門機関にデータを提供する際は、個人が特定されないよう留意し、個人情報の保護に配慮するものとする。
- 4 専門機関は、データの集計・分析を行い、県に報告する。
- 5 県は専門機関が行った集計・分析結果を検証委員会に報告する。
- 6 検証委員会は、専門機関が行った集計・分析結果等を踏まえて、各年度、当事業の検証結果をとりまとめ、公表する。公表の際、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

第 11 指導推進体制

県は、事業主体に対して、本事業を円滑かつ効果的に実施するために必要な助言及び指導を行うため、必要に応じて本事業の実施に関するアドバイザーを設置することができる。

第 12 補助の中止

県は、以下に掲げる事項が生じ、事業を継続させることが不相当であると判断した場合、事業主体に対し事業を中止させることができる。

- 1 県の求める調査票などの提出に応じない場合
- 2 その他、事業を継続させることが不相当な場合

第 13 補助金の返還

県は、以下に掲げる事項が生じた場合、事業主体の代表者に速やかに通知し、交付した補助金について返還させることができる。

- 1 事業計画に即した事業が実施されていないと認められる場合
- 2 事業主体の都合により事業を中止した場合や事業主体に本事業の実施の継続が困難と判断される場合（天災その他事業主体の責に帰さない理由により事業継続が不可能になった場合を除く。）
- 3 補助対象経費以外に補助金を流用した場合
- 4 本事業に関する不正が認められた場合

第 14 他の補助事業等との重複の禁止

事業主体は、事業の実施に当たって、国、県及び市町村から同様の補助を受けることができない。

第15 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年5月13日から施行する。

別表 1

類型	補助対象事業	事業主体	助成先	補助対象経費	対象科目	補助基準額及び補助金額
①型	仕事と子育て両立支援型	法人等（地方公共法人を除く）又は複数の法人等で構成される団体	同左	従業員の仕事と子育ての両立実現に向けて、時間的ゆとり創出のための取組を新たに実施するための経費	事業実施に必要な報償費、賃金、旅費、消耗品費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	上限 単年 1,500 千円
②型	第3子からの出産・子育て支援型	同上	第3子以上の子を出生した従業員	第3子以上の子に対する子育てに要する費用		1人当たり 2,000 千円 (県 1,500 千円、事業主体 500 千円) ※全部又は一部は教育費用に充当
③型	第1子からの出産・子育て支援型	同上	第1子以上の子を出生した従業員	第1子以上の子に対する子育てに要する費用		1人当たり 500 千円 (県 375 千円、事業主体 125 千円)
④型	時間的ゆとり支援と第3子からの経済的ゆとり支援の同時達成型 (①型及び②型)	同上	①型…同左 ②型…第3子以上の子を出生した従業員	①型及び②型に要する経費	①型及び②型	①型及び②型
⑤型	時間的ゆとり支援と第1子からの経済的ゆとり支援の同時達成型 (①型及び③型)	同上	①型…同左 ③型…第1子以上の子を出生した従業員	①型及び③型に要する経費	①型及び③型	①型及び③型
⑥型	地域で行う子育て支援型	地域の子育て支援が可能な法人等	同左	安心して楽しく子育てをすることができる地域の実現に向け、試行的な取組を行うことに要する経費	事業実施に必要な報償費、賃金、旅費、消耗品費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	上限 単年 1,500 千円

※ 法人等とは、主たる事業所を新潟県内におく法人（地方公共団体を除く）、団体又は個人事業主をいう。

別表 2

県が定める調査票項目について

1 別表 1 の①型から⑤型まで

(1) 社員の状況

- ア 年齢、性別
- イ 結婚した年齢
- ウ 世帯の構成
- エ 世帯収入
- オ 会社における勤務時間、残業時間
- カ 居住状況

(2) 企業の状況

- ア 業種、事業規模
- イ 社員の男女別、年齢別構成
- ウ 賃金・手当
- エ 勤務条件・福利厚生制度
- オ 休暇制度の取得状況
- カ 時間外勤務の状況

(3) その他

- ア モデル事業の取組からの意識の変化
- イ 支給額の使途

2 別表 1 の⑥型

- (1) 補助対象地域の現状及び課題
- (2) 本事業以外で実施される支援事業の内容
- (3) 実施事業の利用状況
- (4) 地域住民の満足度、意識変化

(様式第2号)

事業提案書

新潟県少子化対策モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の事業公募申請にあたり、事業提案書を、下記のとおり提出します。

記

1 事業提案者（代表団体）

法人等 名称 _____

代表者氏名 _____

事業責任者 氏名 _____

部署・役職 _____

電話番号 _____

2 補助事業実施予定期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

以下、3から6の記載要否

- ①型…3から6まで全て記載
- ②型、③型…6のみ記載
- ④型、⑤型…3から6まで全て記載
- ⑥型…3から5までを記載

(添付書類)

- ・別紙1「従業員の子出生状況調査票」
- ・別紙2「連携参加団体一覧表」（複数法人等による参加の場合のみ）
- ・別紙3「暴力団の排除に関する誓約書」
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・登記簿謄本がない場合、団体要件を満たすことがわかる規約その他の規程
- ・納税証明書（未納税額がないことの証明）
- ・財務状況がわかる資料
- ・事業実施体制がわかる資料

3 事業内容（時間的ゆとり支援）

事業類型		
法人等の事業名		
取組の趣旨・目的		
補助事業内容	平成27年度	取組内容
		見込まれる事業効果
	平成28年度	取組内容
		見込まれる事業効果
	平成29年度	取組内容
		見込まれる事業効果

※「事業類型」は、別表1に掲げる補助事業名を用いて記載すること。

※「法人等の事業名」は、任意の事業名で構いません。

※必要に応じ行を追加すること

4 スケジュール（時間的ゆとり）

補助事業	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
(平成27年度)				
(平成28年度)				
(平成29年度)				

※ 「補助事業」には別表1に掲げる補助事業のうちいずれかを記載すること。

※ 必要に応じて行を追加すること。

※ 月別・補助事業別の実施経過を分かりやすく記載すること。取組期間を矢印 ← → 等で図示すること。

5 補助内訳書（見込みで可。別紙に記載可）

補助事業 (補助事業の内容を記載のこと。複数記載も可)	科目	内容	数量 (単位)	単価 (円)	補助事業に要する 総事業費 (円)	寄付金その他 収入額 (円)	補助対象経費 (円)
(平成27年度)							
	小計		—	—			
(平成28年度)							
	小計		—	—			
(平成29年度)							
	小計		—	—			
合 計					円	円	円

※ 必要に応じて適宜行の追加または削除をすること。

※ 内容、数量、単価は現時点でのおおよその見込みで構わない。

※ 経費は、補助事業以外の経費と区分経理でき、管理できるもので、契約書や請求書、振り込みを証する書類等により支払いが確認できるものを対象とする。

※ 補助事業に要する総事業費は、補助事業の実施に係る全ての経費を積算のうえ記入すること。

6 従業員の意識等について (①型～⑤型共通)

事業類型	型
<p>1 独自の取組について 本モデル事業以外に独自に取り組んでいる（または取り組んでいた）従業員の子育て支援事業</p>	
<p>2 従業員の意識等について 少子化対策として、本事業に参加することについて、従業員の反応や影響としてどのようなことが考えられるか。 また、従業員の意識はどう変化すると考えられるか。</p>	

※ 事業類型欄は、別表1の①型～⑤型を記載すること

※ 複数法人等で共同実施している場合は、法人ごとに作成すること

従業員の子出生状況調査票

法人等の名称		従業員計	
--------	--	------	--

※複数の法人等で共同実施する場合、法人ごとに作成してください。

(1計+3計)

1 補助対象となる従業員の状況(従業員またはその配偶者が県内に住所を有する者)

年代	男性従業員							女性従業員							補助対象従業員数計	
	既婚または子のいる未婚者					子のいない未婚者	計	既婚または子のいる未婚者					子のいない未婚者	計		
	子なし	1子	2子	3子以上	計			子なし	1子	2子	3子以上	計				
10					0		0						0		0	0
20					0		0						0		0	0
30					0		0						0		0	0
40					0		0						0		0	0
50					0		0						0		0	0
60					0		0						0		0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※申請時における従業員の世帯状況について回答してください。

2 平成26年度の出生状況(従業員またはその配偶者が県内に住所を有する者)

年代	男性従業員				女性従業員			
	1子目出生	2子目出生	3子目以上出生	計	1子目出生	2子目出生	3子目以上出生	計
10				0				0
20				0				0
30				0				0
40				0				0
50				0				0
60				0				0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

※1の補助対象者のうち、平成26年度中に子を出生した従業員の数を記入してください。

3 補助事業対象外の従業員数(1以外の従業員)

年代	男性	女性	計
10			0
20			0
30			0
40			0
50			0
60			0
計	0	0	0

※補助対象外となる従業員の人数を記入してください。

4 近年の従業員の出生に関する状況

別紙 2 連携参加団体一覧表

参加団体数 _____

(代表団体含む)

	法人等の名称 住 所	代表者名	連絡担当者名 電話番号
代表団体			
連携参加団体 1			
連携参加団体 2			
連携参加団体 3			
連携参加団体 4			
連携参加団体 5			
連携参加団体 6			
連携参加団体 7			

※必要に応じて行を追加してください。

暴力団の排除に関する誓約書

平成 年 月 日

新潟県知事 殿

住所

氏名又は名称及び代表者名

印

私は、「新潟県少子化対策モデル事業」の応募に際し、次の事項を誓約します。

記

自社(受注者が個人である場合にはその者)又は自社の役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)は、事業実施から完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) (3)から(6)に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

